

令和元年度 第2回 函館市国民健康保険運営協議会 会議資料

【諮問事項】

- 1 国民健康保険料の賦課限度額の改定
- 2 国民健康保険料の賦課割合の改定

函館市市民部国保年金課

1 国民健康保険料の賦課限度額の改定（令和2年度税制改正大綱）

【諮問内容】

「賦課限度額について、国の政令改正後の額に改定する。」

賦課限度額について、本市では現状、国が政令で定める額と同額としているが、12月20日に閣議決定された令和2年度税制改正の大綱により、国の政令で定める額が改定される見込み^{※1}であるため、この政令改正に伴い、本市の賦課限度額も国の政令と同額となるよう改定することとしたい。

※1 政令は、例年1月末～2月上旬に公布。

【賦課限度額改定額】

区 分	国が定める額（予定）		本 市（案）	
	現 行	改定後	現 行	改定後
基礎賦課分 （医療給付費分）	61万円	63万円	61万円	国が 定める額 （政令同額）
後期高齢者 支援金等分 ^{※2}	19万円	19万円	19万円	
介護納付金分	16万円	17万円	16万円	

※2 後期高齢者支援金等分は、改定なしの予定。

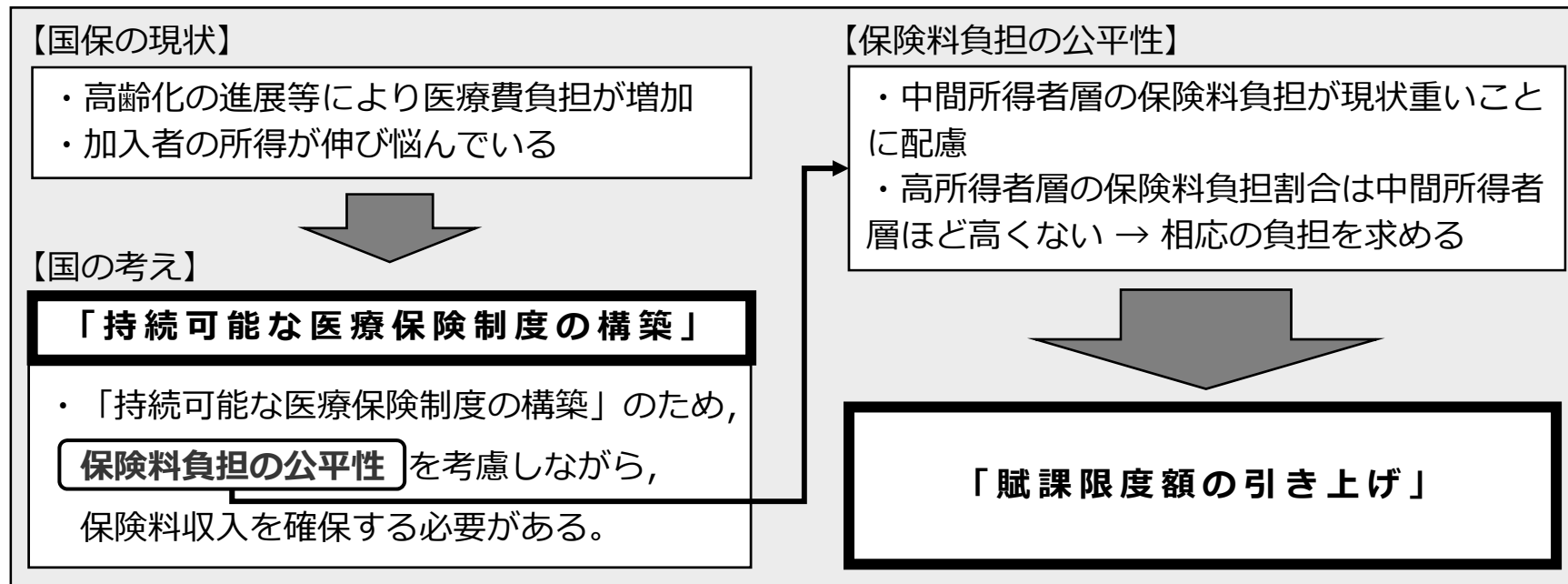
1 国民健康保険料の賦課限度額の改定（令和2年度税制改正大綱）

(1) 賦課限度額

保険料は所得に応じて算定されるが、上限額（賦課限度額）を設けないと高所得者層の保険料が極端に高額になる。

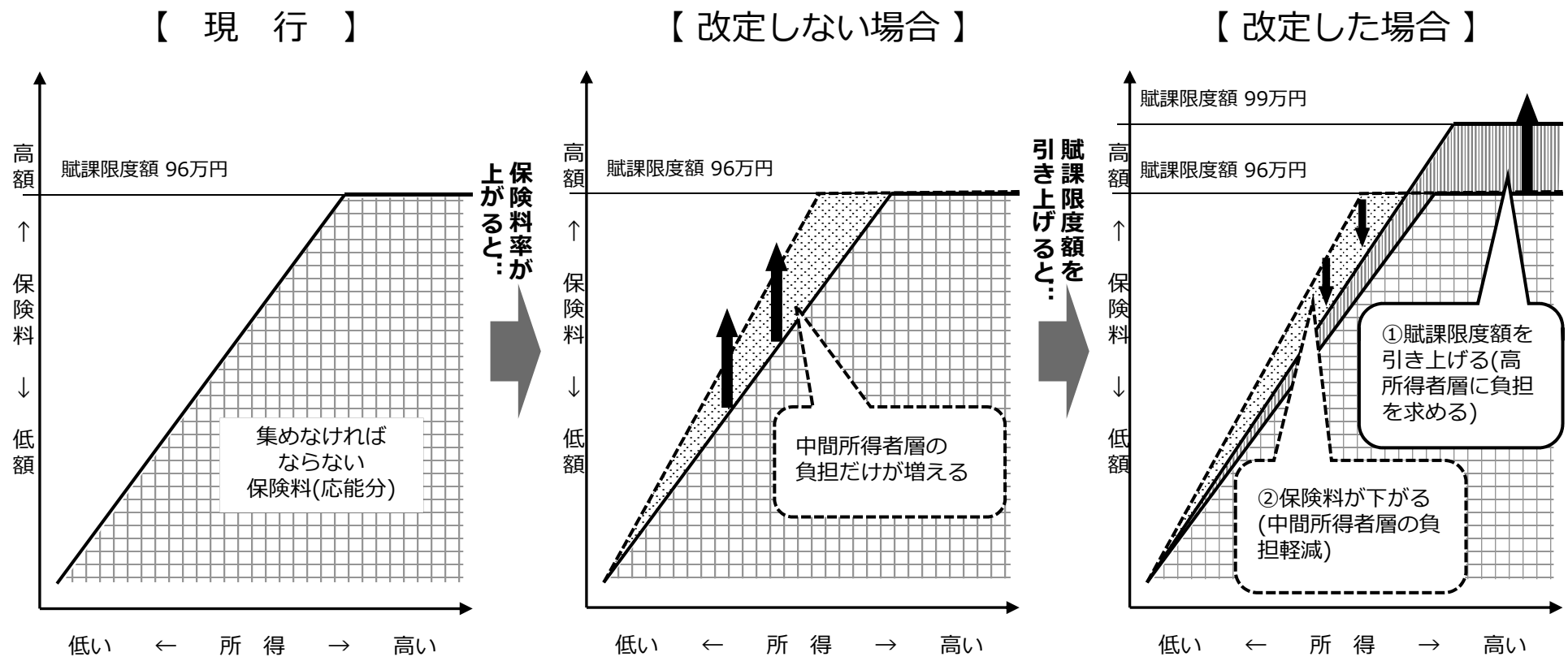
- | | | |
|-----|---|---------------------------------|
| 国 | → | 国民健康保険法施行令（政令）で「賦課限度額」を定めている。 |
| 市町村 | → | 政令の上限額の範囲内において条例で「賦課限度額」を定めている。 |

(2) 改定の考え方



1 国民健康保険料の賦課限度額の改定（令和2年度税制改正大綱）

(3) 所得と保険料の関係（賦課限度額の改定イメージ）



1 国民健康保険料の賦課限度額の改定（令和2年度税制改正大綱）

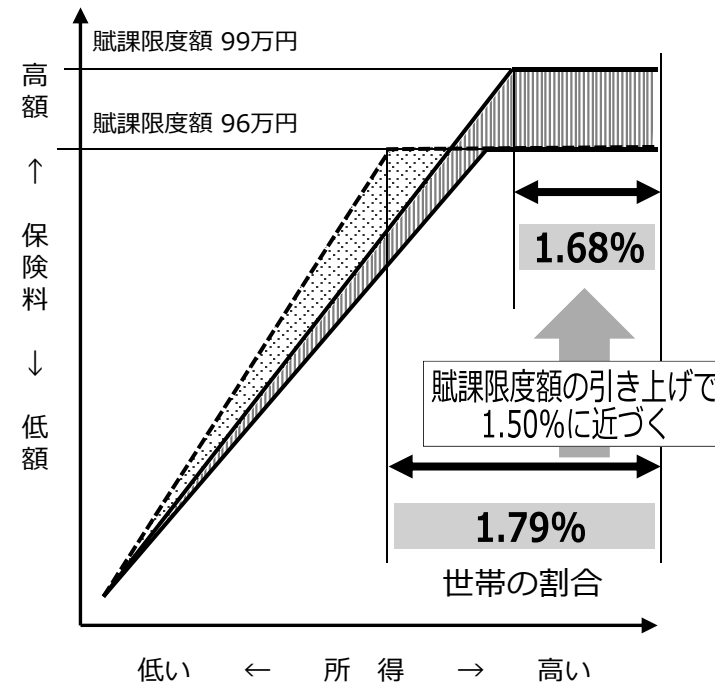
(4) 国の方針と改定案

賦課限度額に該当する被保険者の割合（国保では「世帯割合」）について，被用者保険では，医療保険料における公平性を確保する観点から「0.50～1.50%の間」と法律で定められており，国保では，賦課限度額に該当する世帯の割合を，**被用者保険並みの1.50%に近づくよう**賦課限度額を段階的に引き上げている。

年 度	賦課限度額に該当する世帯の割合（推計値※1）		賦課限度額※2 （基礎分・後期分・介護分の合計）	
	見直し前	見直し後	国	本 市
平成30年度	2.03%	1.93%	93万円	93万円
平成31年度 （令和元年度）	1.86%	1.71%	96万円	96万円
令和2年度	1.79%	1.68%	99万円	99万円

※1 各年度における国の賦課限度額検討時のもの

※2 令和2年度の賦課限度額は現時点の案（本市は国の案と同額を記載）



2 国民健康保険料の賦課割合の改定

【諮問内容】

「賦課割合について、所得割を100分の49に、均等割を100分の31に
それぞれ改定する。」

都道府県単位化に伴い、北海道では、全道で保険料水準の統一を目指すこととしているが、そのためには、各市町村がそれぞれ北海道が示す標準保険料率の賦課割合にあわせていく必要がある。

一方、本市では、現在の賦課割合との乖離が大きいものの、標準保険料率の賦課割合に近づけていく必要があるため、令和2年度から段階的に改定していくこととしたい。

【賦課割合】

(単位：%)

区 分	R 2 年度の賦課割合（案）		標準保険料率 の賦課割合※1
	現 行	改定後	
所得割	50	49	42
均等割	30	31	40
平等割	20	20	18

※1 令和2年度納付金（仮係数）ベースのため、変更となる場合がある。

2 国民健康保険料の賦課割合の改定

(1) 本市の考え

令和元年度をベースに、所得割と均等割をそれぞれ1ポイント改定した場合の保険料率は、所得割が15.92%、均等割が39,060円となる。

区 分	令和元年度 の保険料率(A)		諮問内容の賦課割合に改定した場合			
	賦課割合	保険料率	賦課割合	保険料率	(A)との差	
			賦課割合	保険料率	賦課割合	保険料率
所得割	50	16.24%	49	15.92%	▲1	▲0.32%
均等割	30	37,790円	31	39,060円	1	1,270円
平等割	20	36,490円	20	36,490円	—	—

※ 保険料率は、医療給付費分と後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計。

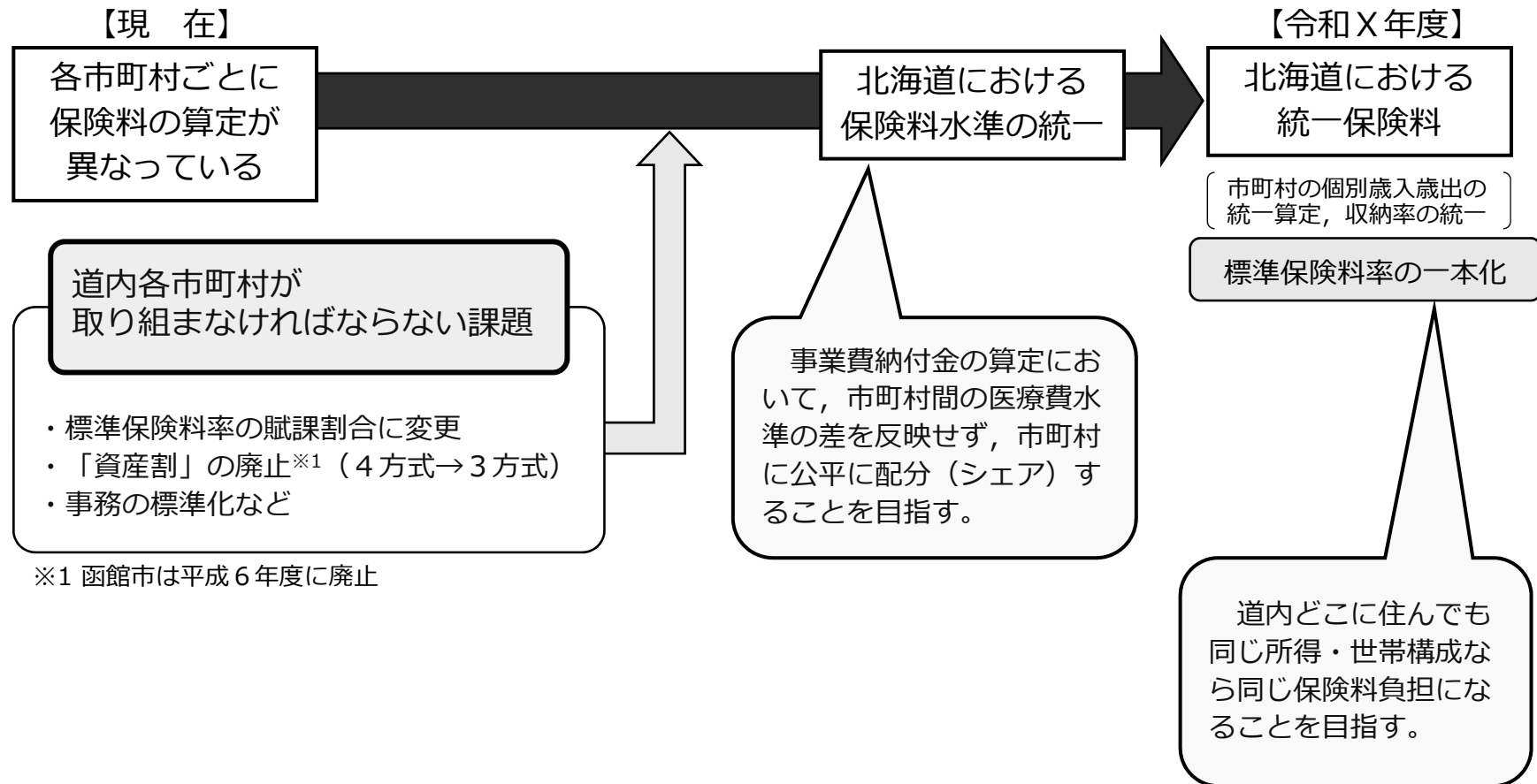
※ 令和2年度の保険料率ではない。



標準保険料率の賦課割合に段階的に近づけていく。

2 国民健康保険料の賦課割合の改定

(2) 北海道が目指す姿と各市町村の取り組み



【参考】保険料法定軽減の基準の見直し（令和2年度税制改正大綱）

低所得者層に対する保険料の法定軽減（所得階層ごとに7割・5割・2割を軽減）のうち、5割・2割の軽減対象者について、所得の上昇によって軽減対象から外れないように、軽減判定所得基準を改定する。

【 改定内容 】

5割軽減	現行	33万円 + 28万円 ×被保険者数 以下
	改定後 (予定)	33万円 + 28.5万円 ×被保険者数 以下
2割軽減	現行	33万円 + 51万円 ×被保険者数 以下
	改定後 (予定)	33万円 + 52万円 ×被保険者数 以下

【 世帯人員別軽減判定所得金額 】

(単位：万円)

区分	5割軽減			2割軽減		
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	1人世帯	2人世帯	3人世帯
現行	61	89	117	84	135	186
改定後 (予定)	61.5	90	118.5	85	137	189